

# 「中国国際ファッション博覧会」

2011/6/17～6/20

## 出 展 要 綱

2011/4/15作成

株式会社相澤企画(以下「相澤企画」という)が参加あるいは開催(以下「実施」という)する海外の展示会・見本市(以下「見本市」という)に企業及び団体等が参加(以下「出展」という)する場合はこの要綱の定めによるものとします。

### 1. 出展者の資格

- (1) 生産業者、産地組合及びこれに類する関係団体並びに地方公共団体などで、相澤企画が適当と認めた者とします。
- (2) 海外の日系企業及び団体等並びに日本製品を取扱う現地代理店などで、相澤企画が適当と認めた者とします。
- (3) 展示会会期前に出展料を支払うことにより、出展者の資格を得るものとします。
- (4) 出展商品が、審査基準に合わない場合は、出展をお断りすることがあります。

### 2. 出展物

- (1) 出展物(装飾資材、実演材料、配布物<宣伝物、見本品、カタログ及び実演による生産品等)等を含む:以下「出展物」という)は、相澤企画が見本市毎に定める「出展案内書」の出展対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
  - (a) 当該国の輸入禁止品目
  - (b) 輸出入関係法規で規制する物
  - (c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
  - (d) 展示効果上の理由によらない同一商品の多数出展
- (2) 出展物は次の物で、相澤企画並びに当該見本市主催者が認めた物とします。
  - (a) 日本製品全般
  - (b) 日本企業の資本参加、技術指導などで生産された製品

### 3. 出展の単位

(1) 出展の単位は一定スペースを「小間」とし、小間には「屋内小間」と「屋外小間」を設けます。屋内小間は1小間3m×3m、の広さを標準とします。ただし、見本市会場(以下「会場」という)の諸条件により、相澤企画が見本市毎に「出展案内書」で定めることがあります。

(2) 出展は、原則として1小間を最小単位とします。

### 4. 出展の形式

(1) 出展の形式には、「輸送あり出展」と「輸送なし出展」の2種類があります。

(a) 輸送あり出展: 出展物を日本から相澤企画が定める方法で出展者小間まで輸送し、出展する場合があります。

(b) 輸送なし出展: 出展物を全て出展者の責任によって出展者小間まで輸送し、出展する場合があります。

(2) 前号以外の形式を設ける場合は、見本市毎に「出展案内書」で定めます。

### 5. 出展料

(1) 出展料は、見本市毎に「出展案内書」で定めます。

(2) 出展料には、次の経費が含まれます。

- (a) スペース料
- (b) 設計料並びに基本的な出展者小間工事費、施設装飾費及び基本備品費
- (c) 出展者小間側までの電気・水道などの工事費
- (d) 一定量の電気料、水道料
- (e) 出展者小間外の清掃及び警備にかかる経費
- (f) 一般的な広報宣伝費
- (g) 会場の復旧費
- (h) 相澤企画の一般管理費

### 6. 出展料に含まない経費

(1) 出展料以外に出展者の負担となる主な経費には次のものがあります。なお、前項5. で明示していない経費は、全て出展者負担となります。

(2) 「輸送あり」出展の場合は、出展物を輸出梱包し、日本国内指定場所搬入までの経費及び還送時の日本国内指定

倉庫からの輸送経費

(3) 「輸送あり」であっても相澤企画が一括して行う輸送方法によらない場合、並びに「輸送なし」出展の場合の出展者小間内据付けまでの経費、空箱保管料、通関経費及び貨物保険料。また、それらを還送する場合の経費。

(4) 輸送費等の超過料（「輸送あり」出展物の往路品及び還送品が対象）

(a) 出展物の1小間あたりの容積が5トン(M/T)あるいは重量が2トン(W/T)を超える部分の超過輸送費及び付帯経費

(b) 出展物が重量品、容大品、長尺物又は危険品などである場合の特別な割増取扱料

(c) 出展物価格が1小間当たりFOB15,000米ドルを超える部分の超過貨物保険料

(5) 出展物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費

(6) 出展物の処理(売却、寄贈、転送、廃棄等)に要する正式通関費、輸送費、貨物保険料及び廃棄経費

(7) 出展者が製作・調達する展示装飾(以下「自己装飾」という)に関わる資材の設計デザイン料、制作費、現場組立費及び現場付帯工事費(配線、配管など)並びに撤去費(復旧費を含む)

(8) 出展者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料

(9) 出展物の実演に要する経費(工事費、電気・水等の使用料、材料・機材費など)

(10) 出展者小間内における清掃並びに警備に係わる経費

(11) 通訳、商品説明員などの備人費

(12) 出展者の渡航費及び滞在費

(13) 出展者が希望する場合の催事(プレゼンテーション、ワークショップなど)の開催費(会場費、設備費、通訳費など)

(14) 第三者賠償責任保険料（会場保険を含む）

## 7. 出展の取り決め

(1) 出展申込は、見本市毎に定める「出展案内書」の期日(以下「所定の期日」という)までに、相澤企画所定の様式(以下「様式」という)「出展申込書・承諾書」に所要事項を記入のう

え行うものとします。

(2) 「輸送なし」出展の場合でも、申込は原則として日本国内で手続きするものとします。

(3) 相澤企画の承諾は、出展料の払込みをもって効力を発生します。

(4) 出展申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。

(5) 計画規模を超えた場合、あるいは出展内容が適当でない認められた場合は、申込の小間の一部、もしくは全部を断ることがあります。

(6) 出展料は原則として日本において円貨で支払うものとします。

(7) 出展料の払込みは所定の期日までに支払うものとします。

(8) 出展確定後、出展者の都合で出展の取り消し、又は変更、もしくは出展物の大幅な変更がある場合は、書面をもって相澤企画の承諾を得るものとします。

(9) 取り消し、又は変更によって相澤企画に損害が生じた場合、あるいはすでに相澤企画が支出した経費で出展者の負担となる経費がある場合は、これを差し引いて精算もしくは請求をします。

## 8. 展示装飾

(1) 小間の形態は見本市毎に「出展案内書」で定めます。

(2) 会場内の構成、基本的設計・デザイン、小間の配置、基本装飾(施設、備品など)は全体の統一・調和を図るため、相澤企画が企画し、施工します。

(3) 自己装飾の場合は、所定の期日までに図書を提出し、相澤企画の承諾を得るものとします。

(4) 「輸送あり」出展物の会場における外箱の開梱、据付け、展示装飾(自己装飾を除く)は出展者が行うものとします。また、陳列及びディスプレイは出展者が行うものとします。

(5) 相澤企画の承諾を得ずに出展者が持ち込んだ自己装飾資材等で、全体の調和、統一を阻害したり、他の出展者の迷惑になるような物は、撤去することがあります。

(6) 展示装飾の詳細に関しては、見本市毎の「展示装飾要

領」に定めます。

## 9. 出展物の梱包と輸送

### (1) 「輸送あり」出展の場合

(a) 日本国内指定場所から出展者小間までの出展物輸送、通関等は、全て相澤企画が一括して行います。

(b) 出展物は、出展者の責任で輸出梱包を行い、見本市毎に定める日本国内指定場所へ所定の期日までに搬入するものとしします。

(c) 輸出申告、保険付保、現地通関等のための書類として、様式「インボイス」及び「パッキング・リスト」を所定の期日までに提出するものとしします。

(d) 通関時の税関説明用資料として、出展物のカタログ(又は写真)を所定の期日までに提出するものとしします。

(e) 次号など国内法令に定められるものがある場合は出展者の責任において、出展者が関連書類を取得し、所定の期日までに相澤企画に提出するものとしします。

\*輸出貿易管理令別表第一に該当する出展物がある場合(輸出許可書)

\*消費税等の輸出免税の適用を受ける場合(輸出申告書付表)

### (2) 「輸送なし」出展の場合

出展物の出展者小間までの搬入並びに据付け業務は、出展者の責任で行うものとしします。

(3) 出展物の梱包輸送、搬入の詳細に関しては、見本市毎の「輸送要領」に定めます。

(4) 前号の定め、要領によらないために通関等で支障が生じた場合、相澤企画は一切その責任を負いません。

## 10. 出展物の実演等

(1) 出展物は、出展者小間内において実演することができます。ただし、会場条件及び現地安全諸法規等により規制されるもの、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なものなどは、実演を禁止又は制限することがあります。

(2) 出展物を実演する場合は、実演の方法、必要な電力等を様式「実演申込書」で所定の期日までに提出するものとしします。

(3) 会場内で通常使用可能な電気あるいは水は、必要量に

応じ相澤企画が出展者小間側まで配線、配管します。

(4) 映像物(ビデオ上映等)については、審査を受ける必要がある場合はその指示に従うものとしします。

(5) 出展物の実演の詳細に関しては、見本市毎の「展示装飾要領」に定めます。

### 11. 出展物に対する保険

(1) 「輸送あり」出展物の往路付保期間は、国内指定場所搬入時から見本市終了後引渡し時まで又は会場使用期限もしくは14日目までのいずれか早い日までとし、出展者が付保します。

なお、復路における還送品の付保期間は輸入通関後引渡し時まで、もしくは通関後5日目までのいずれか早い日までを限度としします。

(2) 付保する額(保険金額)は、出展者から提出された様式「インボイス」又は「パッキング・リスト」記載のFOB価格に基づきます。

(3) 様式「インボイス」又は「パッキング・リスト」と実際の梱包内容との相違、価格の表記ミス等の不備及び故意の誤記により生じた損害については、相澤企画はその責任を一切負いません。

(4) 事故が生じた場合、相澤企画は保険による補償を除いて一切責任を負いません。

(5) 出展物が輸送途上の事故により展示不能となったため代替物を再送付する必要がある、その輸送経費が保険により補償されない時は、当該出展者と協議のうえ、その再送付経費の負担方法を定めます。

(6) 現地出展物及び出展者が独自で輸送し、会場に搬入した出展物について、相澤企画は付保しません。これによって生じた事故については、相澤企画は一切責任を負いません。

### 12. 出展物の管理並びに責任

(1) 相澤企画が管理する期間は、次のとおりとしします。

(a) 「輸送あり」出展の場合は、前項11.(1)の付保期間と同じとしします。

(b) 「輸送なし」出展の場合は、相澤企画が指定した出展者小間搬入日時から見本市終了後引渡し時まで、又は会場使用期限もしくは14日目までのいずれか早い日までとし

す。

- (2) 相澤企画は、盗難などの責任を一切負いません。
- (3) 前項 8. (4)の出展者が行う展示・据付けに基づく事故について相澤企画は一切責任を負いません。
- (4) 特別な出展物についても出展者の責任で対応するものとします。
- (a) 製造物責任(P/L)に関連する物品
- (b) 高価品など

#### 1 3. 出展者の現場アテンド

- (1) 出展者は出展物の出展者小間への搬入、開梱、据付け等の準備に立ち会うものとします。
- (2) 出展者は出展の効果を高めるため、会期中、出展者小間にアテンドし、出展物の説明、引き合い、商談などに対応するものとします。
- (3) 見本市終了後は、事後処理の円滑化のために、出展物の処理に立ち会うものとします。
- (4) アテンドする人の氏名、期間について、様式「現地アテンド連絡書」を所定の期日までに提出することとします。
- (5) 現地渡航に招へい状を必要とされる出展者は相澤企画へ申し出るものとします。

#### 1 4. 宣伝物の配布

- (1) 見本市会期中、会場において、宣伝物、見本品、カタログ及び実演により生産された製品等を来場者に配布する場合、事前にその明細の提出を求めることがあります。
- (2) 現地の諸規程により配布が許可されない物及び見本市の性格等から判断して不相当と認められる物等は、その配布を断ることがあります。

#### 1 5. 即売の制限

会期中、会場内で出展物、その他の物品を即売することは制限します。(正式通関済みものを除く)

#### 1 6. 見本市終了後の出展物の処理

- (1) 出展物は、あらかじめその処理方法(売却、寄贈、転送、廃棄など)を商品毎に定め所定の期日までに提出するものとします。変更が生じた場合はただちに相澤企画へその条件を連絡するものとします。
- (2) 相澤企画は出展者の希望の処理方法で処理することを原則とします。ただし、現地の諸事情により所定の期日ま

で処理できない場合は、出展者と協議のうえ、処理可能な方法に変更するものとします。

- (3) 「輸送なし」出展物の処理は、全て出展者の責任によって行うものとします。
- (4) 「輸送あり」出展物は、全て保税(仮通関扱い：正式通関済みものを除く)の状態にあるので、無断で会場外へ持ち出し、あるいは第三者への贈与、引渡しをすることは禁止します。  
また、「輸送なし」出展物並びに正式通関済み出展物(宣伝物などを除く)についても会場管理上、上記に準じて取扱います。
- (5) 相澤企画から出展者への「輸送なし」出展物並びに正式通関済み出展物の引渡しは、見本市終了後、出展者小間に展示されている状態で行うことを原則とし、会場使用期限内に出展者の責任で会場外へ持ち出すものとします。期限内に会場外へ持ち出さない場合は所有権放棄として処分します。
- (6) 「輸送あり」出展物を第三国へ転送する場合及び「輸送あり」出展物を現地処理する場合、出展者は全て自社の責任で行うものとします。なお、再梱包、通関手続きは相澤企画が可能な限り協力します。
- (7) 還送品の再梱包には出展者が立会い、内容及び梱包状態を確認するものとします。  
特に、模型類などの壊れやすいもの、精密機械等、梱包の仕方破損事故が発生しやすいものは、必ず再梱包に立ち会うものとします。
- (8) 還送品に様式「インボイス」及び「パッキング・リスト」に記載以外のものを梱包することは固く禁じます。これに反したために生ずるトラブルについては、当該出展者がその責任を負うものとします。
- (9) 還送品は、当該出展物が日本国内より船積みされた港に積み戻すことを原則とします。
- (10) 出展者は還送品を引き取った後、すみやかにその内容を点検するものとします。
- (11) 「輸送あり」出展物、「輸送なし」出展物の処理は前項 9. の「輸送要領」に準じ定めます。

#### 1 7. 出展にかかる事故の処理

(1) 相澤企画の管理期間中に発生した全ての事故について、相澤企画は出展者へ、また出展者は相澤企画へ連絡し、その対応を協議することとします。

(2) 引取り後の出展物に異常がある場合は、ただちに相澤企画へ連絡し、その対応を協議するものとします。引取り後1週間以上経過すると保険求償が出来ない場合があります。

(3) 「輸送あり」出展の場合の保険求償は相澤企画へ関連資料を添えて連絡するものとします。

#### 18. 見本市の開催中止等

(1) 相澤企画は次号などの場合、見本市の開催を取りやめることが出来るものとします。

(a) 戦争、政情不安、天災、伝染病、その他相澤企画の責任に帰することの出来ない事由により見本市が開催中止等となった場合

(b) 開催期日、方法等の条件に変更があった場合

(c) 出展物輸送上のトラブルにより見本市開催が不可能になった場合

(d) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、相澤企画としての見本市の開催が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 前号の場合、相澤企画は事情に応じて出展料の精算、追加経費の出展者負担、出展物の措置等についてすみやかに定め、出展者はそれに従うものとします。

#### 19. 出展の解除

相澤企画は、出展者が本要綱に違反した場合、出展の取り決めに解除することができるものとします。これによって生じる損害について相澤企画は、賠償請求できるものとします。

#### 20. 要綱外事項

(1) 本要綱にない事項及び補足事項などは見本市毎の「出展案内書」に定めます。

(2) 本要綱に定めのない事項が発生した場合、又は見本市主催者等が新たな事項を定めた場合、相澤企画はその対策を決定することができるものとします。

(3) 前号の場合、相澤企画はすみやかに出展者に通知するものとし、出展者は相澤企画の決定した対策に従うものと

します。

#### 21. 免責

本要綱18項「見本市の開催中止等」及び20項「要綱外事項」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、相澤企画は一切その責任を負いません。

#### 22. 係争

この要綱に関する係争はさいたま地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本法に準拠して処理されるものとします。

お問い合わせ先：株式会社相澤企画 担当 山崎

〒331-0047 埼玉県さいたま市西区指扇1000-23

電話：048-658-3000 FAX：048-658-3001